

# 出席停止の感染症一覧表

これらの感染症またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。

病名	潜伏期間	症状	出席停止期間
インフルエンザ	1～2日	悪寒・高熱・頭痛 全身のだるさ	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹 (はしか)	9～12日	発熱・咳・鼻水 結膜炎・コプリック斑	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	14～24日	耳下腺の腫れ・微熱	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	14～21日	発熱・紅い発疹	紅い発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	14～21日	発疹(紅い発疹→水疱)	全ての水疱が痂皮化するまで
咽頭結膜熱・ アデノウイルス感染症(プール熱)	5～6日	高熱・咽頭の発赤 せき・鼻水・結膜炎	主要症状が消退した後、2日間を過ぎるまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	1週間以上	結膜炎・発熱 *フル熱と似ている	医師の判断による
溶連菌感染症	2～7日	発熱・扁桃腺の発赤 リンパ節の腫れ・莓舌	
手足口病	2～7日	手足口の水疱・発熱	
伝染性紅斑(りんご病)	17～18日	類の赤み・手足の発赤	
感染性胃腸炎(ウイルス性)	1～3日	嘔吐・下痢	
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	発熱・咳・発疹	
ヘルパンギーナ	2～7日	発熱・のどの痛み	
結核	一様でない	発熱・咳	感染のおそれなくなると診断されるまで
百日咳	6～15日	特有な咳(コンコン・ヒュー)が続く	特有な咳が消失するまで、又は5日間の選正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
新型コロナ感染症	学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年4月28日公布)同年5月8日から施行	発熱、咳、頭痛、のどの痛み等または無症状	発症した後、5日を経過し、かつ症状軽快後5日を経過するまで(R5.5.8～)
新型コロナ濃厚接触者		(同居家族に体調不良者がいる、予訪接種・副反応等)	濃厚接触者としての特定は行われない
新型コロナ感染症予防		保護者から感染が不安で休ませたいと不安があった場合	合理的な理由があると校長が判断する場合

病院にかかった際、いつから登校してよいか確認してください。

※ 学校保健安全法施行規則(第18条)・感染症の種類、出席停止の期間(第19条)の疾病に罹患した場合は、出席停止証明書(学校指定様式1)を医療機関に提出し、記入してもらい保健室まで提出ください。(学校指定用紙の場合、証明代金は無料です)